

障害福祉サービスに係るQ&A

このQ&Aは、障害者(児)への具体的な支援に関する障害福祉サービスの支給決定や報酬算定の考え方について、お問い合わせをいただいた事項(厚生労働省へ照会を行ったもの等)を、例示したものです。

【居宅介護】

Q1:介護保険・訪問看護と同時に居宅介護(身体介護)を利用することについて

居宅介護(身体介護)は、介護保険・訪問看護とは異なる支援であることから、基本的に、同時にサービス提供されることはないものと考えられるが、利用者の心身等の状態等を勘案し、このような支援(サービス提供)の必要性が認められる場合には、同時に利用して差し支えない。

Q2:視覚障害者への代読の支援について

居宅介護(家事援助)を利用している視覚障害を有する方が、居宅での代読を希望し、代読の対象物が新聞、行政広報誌、利用者宛の郵便物等、日常生活で必要とされるものである場合には、居宅介護(家事援助)として代読の支援を利用することができる。ただし、代読の対象物が、サービス利用者自身の営利目的(自営業等)の書類等であって、日常生活において必要とされるものでない場合には、サービス(代読)の支援の対象とならない。

【同行援護】

Q3:求職活動に係る面接に際しての同行援護の利用について

同行援護の支援対象とならない経済活動に係る外出とは、利用者に対して収入を発生させる外出である。したがって、(経済活動を伴わない)求職活動に係る面接は、同行援護の対象として差し支えない。

Q4:医療機関に入院した障害者等が、外出及び外泊時において同行援護等(同行援護・行動援護・重度訪問介護(移動中の介護(移動介護)))を利用することについて

同行援護等の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができる。

※平成28年6月28日付け、障障発0628第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」により、医療機関への入退院日、外出外泊時において移動の援護等を必要とする場合、同行援護・行動援護・重度訪問介護(移動中の介護(移動介護))を利用できると明確に示された。

Q5:院内介助のみを目的とした重度訪問介護移動介護・移動中の介護(移動介護)の利用について

基本的には、院内介助のみを目的にした重度訪問介護移動介護の利用は想定していない。

【重度訪問介護】

Q6: 介護保険・訪問介護と同日に利用する重度訪問介護の利用について

重度訪問介護は、1日につき3時間を超える支援を基本としているが、(サービスの)所要時間が1時間未満である場合であっても報酬算定可能であることから、1日につき必要とする支給量が概ね1時間である場合であっても、利用者の心身の状態をふまえ、その必要性が認められる場合には、重度訪問介護を利用して差し支えない。

Q7: 『居宅～目的地～居宅』というサービスの対象となる一連の外出の中で、介護保険・通院等乗降介助と重度訪問介護・移動中の介護(移動介護)を組み合わせる利用することができるか。

『居宅～目的地～居宅』のサービスの対象となる一連の外出(行為)の中で、介護保険と障害福祉サービスを組み合わせる利用することは、重複利用に該当し認められない。

【就労継続支援A型】

Q8: 治療院を自営する視覚障害者の就労継続支援A型の利用について

治療院を営業していない日又は時間に、就労継続支援A型を利用することについては、市町村が十分な精査の上必要があると認めた場合には、支給決定を行うことができる。

一般就労している障害者について、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行うことができる。

- ①一般就労先の企業で、他の事業所等に通うことが認められている場合
- ②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

※基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。

※日中活動サービスを受ける必要性については、利用者の状態によって、十分に精査する必要がある。

※「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.2)の送付について」(平成19年12月19日付)問8より抜粋。ただし、上記Q&Aは、治療院を自営する者が、同種治療を行う就労継続支援A型事業所へ通所することは、想定したものではない。

【就労移行支援】

Q9: 大学生の就労移行支援の利用について

大学等が行う学生の就職活動の支援は、本来、大学等の業務であるため、原則、就労移行支援の対象とはならない。ただし、大学等が行う支援の状況(支援の妥当性を含む。)、利用者の障害特性、その他の状況等を勘案したうえで、就労移行支援の支給がなければ、実効性のある就

職活動支援が望めないと市が特に認める場合の支給決定を妨げない。

【共同生活援助】

Q10:共同生活援助(以下、グループホーム)利用者の居宅介護の利用について

グループホーム利用者については、グループホーム内での必要な介護は生活支援員または、グループホームを運営する法人が委託契約を結び、派遣されるヘルパーが行うこととなるため、利用者個人で契約し、居宅介護および重度訪問介護を利用することはできない。
(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項及び第2項の適用を受ける入居者を除く。)
なお、グループホーム利用者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合に限り、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができる。

Q11:共同生活援助における敷金・礼金等の利用者負担について

敷金・礼金等は、共同生活援助における費用として認められないことから、利用者に負担させることは適切ではない。
※平成18年12月6日障害第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて「介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。

※それぞれの利用者における支援の必要性については、サービス等利用計画、障害児支援利用計画、介護サービス計画、個別支援計画等に位置づけられている必要があります。